

## ◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2021年3月13日から施行する。ただし、ひろでんモビリティサービス株式会社にかかる改正規定は2021年2月1日から施行し、サンデン交通株式会社にかかる改正規定は2021年3月6日から施行し、東海バス株式会社にかかる改正規定は2021年3月16日から施行し、関東自動車株式会社にかかる改正規定は2021年3月21日から施行し、近江鉄道株式会社及び湖国バス株式会社にかかる改正規定は2021年3月27日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(13) 「自動改札機」とは、ICカード乗車券の改札を行う改札機をいいます。</p> <p>(14) 「最低運賃相当額」とは、第28条に規定するIC運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第73条第1項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(13) 「自動改札機」とは、ICカード乗車券の改札を行う改札機をいいます。<u>このうち、ゲート式の自動改札機以外を「簡易 Suica 改札機」といいます。</u></p> <p>(14) 「最低運賃相当額」とは、第28条に規定するIC運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第73条第1項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。</p> <p><u>(15) 「Suica 入場サービス」とは、第54条の2に定める Suica の SF を利用して駅構内に入場するサービスをいいます。</u></p> <p><u>(16) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。</u></p> <p><u>(17) 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいいます。</u></p> <p><u>(18) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいます。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(チャージ)</p> <p>第12条 Suicaには、Suicaの処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除く。）及び多機能券売機（以下、これらを「乗車券類発売機」といいます。）、のりこし精算機及びのりつき精算機（以下、これらを「自動精算機」といいます。）等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1枚あたりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。</p> <p>(略)</p> <p>(SF利用履歴の確認)</p> <p>第14条 Suicaに関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。</p> <p>(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所（又は運賃收受区間）、取扱後のSF残額、Suica特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後のSF残額及びSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後のSF残額とします。</p> <p>(略)</p> <p>(運送契約の成立時期)</p> <p>第20条 ICカード乗車券による個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車の際に自動改札機によってICカード乗車券の改札を受けたときとします。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、Suica定期乗車券、Suica特別車両券又はSuica企画乗車券による個別の運送契約の成立時期は、Suica定期乗車券、Suica特別車両券又はSuica企画乗車券を購入したときとします。</p>	<p>2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(チャージ)</p> <p>第12条 Suicaには、Suicaの処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除きます。）及び多機能券売機（以下、これらを「乗車券類発売機」といいます。）、のりこし精算機及びのりつき精算機（以下、これらを「自動精算機」といいます。）等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1枚あたりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。</p> <p>(略)</p> <p>(SF利用履歴の確認)</p> <p>第14条 Suicaに関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。</p> <p>(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車若しくは入出場し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所（又は運賃收受区間）、取扱後のSF残額、Suica特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後のSF残額及びSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後のSF残額とします。</p> <p>(略)</p> <p>(運送契約の成立時期)</p> <p>第20条 ICカード乗車券による個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車の際に自動改札機によってICカード乗車券の改札を受けたときとします。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、Suica定期乗車券、Suica特別車両券又はSuica企画乗車券による個別の運送契約の成立時期は、Suica定期乗車券、Suica特別車両券又はSuica企画乗車券を購入したときとします。</p> <p><u>3 第54条の2に定めるSuica入場サービスを利用する場合、第1項の</u></p>

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第 23 条 IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>前項</u>の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口及び車内改札機を設備しない特別車両<del>(ただし、別に定める列車の特別車両を除きます。)</del>では利用できません。</p> <p>(略)</p> <p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき (Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。)</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券<u>又は</u> Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF</p>	<p><u>定めによるほか、出場時に当該サービスによる契約が成立するものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第 23 条 IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>前 2 項</u>の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口及び車内改札機を設備しない特別車両では利用できません。</p> <p>(略)</p> <p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき (Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。)</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券<u>若しくは</u> Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は</p>

改正前	改正後
<p>のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。</p> <p>(略)</p> <p>7 新幹線の特別急行列車及び奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車には乗車できません。 <del>ただし、</del>当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の新幹線停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合を除きます。</p> <p>(略)</p> <p>(Suica 定期乗車券の発売)</p> <p>第 26 条 Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下、「連絡規則」といいます。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）<u>及び</u>旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるもの限り発売します。</p>	<p>SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。<u>ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合は除きます。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 新幹線の特別急行列車及び奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車には、<u>次の各号に定める場合を除き</u>乗車できません。 <u>(1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の新幹線停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</u> <u>(2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</u> <u>(3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合</u></p> <p>(略)</p> <p>(Suica 定期乗車券の発売)</p> <p>第 26 条 Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下、「連絡規則」といいます。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）<u>並びに</u>旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるもの限り発売します。<u>また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄</u></p>

改正前	改正後
<p>2 第23条第1項第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号にかかわるSuica定期乗車券は、発売しません。</p> <p>3 前2項にかかわらず、別に運送条件を定めたSuica定期乗車券を発売することがあります。</p> <p>4 Suica媒体を所持しない旅客からSuica定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名Suicaの発売とあわせて取り扱います。この場合、第7条に規定するSF相当額を収受せずに発売することがあります。</p> <p>5 無記名Suicaを所持する旅客からSuica定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名Suicaへの変更とあわせて取り扱います。</p> <p>6 第1項の規定によりSuica定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第37条及び連絡規則第26条の規定を準用することが<u>あります。</u></p>	<p><u>道会社線発、着又は通過となるもの</u>に限り発売します。なお、<u>他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となるSuica定期乗車券は、別表第5号の3に定める鉄道会社線着となるもの</u>に限り発売します。</p> <p>2 第23条第1項第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号にかかわるSuica定期乗車券は、発売しません。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、特別車両に乗車する区間が当社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがる特別車両定期乗車券は、発売しません。</u></p> <p>4 前3項にかかわらず、別に運送条件を定めたSuica定期乗車券を発売することがあります。</p> <p>5 Suica媒体を所持しない旅客からSuica定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名Suicaの発売とあわせて取り扱います。この場合、第7条に規定するSF相当額を収受せずに発売することがあります。</p> <p>6 無記名Suicaを所持する旅客からSuica定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名Suicaへの変更とあわせて取り扱います。</p> <p>7 第1項の規定によりSuica定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第37条及び連絡規則第26条の規定を準用することが<u>あるほか、別に定めるところにより取り扱います。</u></p>
<p>(略)</p> <p>(IC運賃の計算経路等)</p>	<p>(略)</p> <p>(IC運賃の計算経路等)</p>
<p>第29条 IC運賃の計算上の経路等については、旅客規則第68条第1項第1号、同条第2項、同条第4項第1号<u>から</u>第2号、第69条第1項第2号から第5号、第70条<u>から</u>第71条、第86条第1号、第2号、<u>同条</u>第10号<u>及び</u>第87条の規定を準用します。</p>	<p>第29条 IC運賃の計算上の経路等については、旅客規則第68条第1項第1号、同条第2項、同条第4項第1号<u>及び</u>第2号、第69条第1項第2号から第5号、第70条、<u>第71条</u>、第86条第1号、第2号<u>及び</u>第10号<u>並びに</u>第87条の規定を準用します。</p>
<p>(略)</p> <p>(Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券を使用する場合のIC運賃の減算)</p> <p>第39条 Suica定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合及びSuica企画乗車券の券面表示区間又は有効区間と区間外</p>	<p>(略)</p> <p>(Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券を使用する場合のIC運賃の減算)</p> <p>第39条 Suica定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合及びSuica企画乗車券の券面表示区間又は有効区間と区間外</p>

改正前	改正後
<p>とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第 247 条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又は小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。</p> <p>2 前項にかかわらず、券面表示区間外又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方)</p> <p>第 54 条 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。</p> <p>2 Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。</p> <p>3 Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第 247 条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又は小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。</p> <p>2 前項にかかわらず、券面表示区間外又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。</p> <p><u>3 前各項にかかわらず、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合で、入場駅又は出場駅が第 23 条第 1 項各号に定める区間に含まれないときは、券面表示区間外の乗車に対し IC 運賃は適用しません。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方)</p> <p>第 54 条 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。</p> <p>2 Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。</p> <p>3 Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。</p>

改正前	改正後
<p>4 Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、第 2 項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 55 条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（ただし、その翌日までに限ります。）又は特別車両料金の</p>	<p>4 Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、第 2 項の規定に準じて取り扱います。</p> <p><u>(Suica 入場サービスの取扱方)</u></p> <p><u>第 54 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合及び新幹線用の改札機並びに他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合は除きます。</u></p> <p><u>2 前条第 3 項の規定にかかわらず、Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして前項の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p><u>3 前条第 4 項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第 1 項の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 55 条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（ただし、その翌日までに限ります。）又は特別車両料金の</p>

改正前	改正後
<p>払いもどしを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定により Suica 特別車両券の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p>第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる当社以外の交通事業者（以下、「他社」といいます。）が経営する路線（以下、「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)</p> <p>第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等を発行する事業者（以下、これらを「発行会社」といいます。）は次のとおりとします。</p> <p>(1) 東京モノレール株式会社</p> <p>(2) 東京臨海高速鉄道株式会社</p>	<p>払いもどしを請求することができます。</p> <p>2 前項の規定により Suica 特別車両券の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p>第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる当社以外の交通事業者（以下、「他社」といいます。）が経営する路線（以下、「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p><u>2 Suica 定期乗車券で前項により別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</u></p> <p><u>3 Suica 企画乗車券で第 1 項により別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)</p> <p>第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等を発行する事業者（以下、これらを「発行会社」といいます。）は次のとおりとします。</p> <p>(1) 東京モノレール株式会社</p> <p>(2) 東京臨海高速鉄道株式会社</p>



改正前	改正後
<p>(3) 株式会社パスモ  (4) 北海道旅客鉄道株式会社  (5) 株式会社名古屋交通開発機構  (6) 株式会社エムアイシー  (7) 東海旅客鉄道株式会社  (8) 株式会社スルッと KANSAI  (9) 西日本旅客鉄道株式会社  (10) 九州旅客鉄道株式会社  (11) 株式会社ニモカ  (12) 福岡市交通局  (13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限る。）</p> <p>3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条から第 46 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条から第 58 条の規定を準用します。</p> <p>（注） 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カードの発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等の場合は、当該定期乗車券等を発売した会社）の定めるところによります。</p> <p>4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カードにあっては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。</p> <p>5 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カードにあっては、第 16 条並びに第 17 条に規定する再発行の取扱い及び第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(3) 株式会社パスモ  (4) 北海道旅客鉄道株式会社  (5) 株式会社名古屋交通開発機構  (6) 株式会社エムアイシー  (7) 東海旅客鉄道株式会社  (8) 株式会社スルッと KANSAI  (9) 西日本旅客鉄道株式会社  (10) 九州旅客鉄道株式会社  (11) 株式会社ニモカ  (12) 福岡市交通局  (13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限る。）</p> <p>3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条から第 46 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条から第 58 条の規定を準用します。</p> <p>（注） 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カード等の発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等の場合は、当該定期乗車券等を発売した会社）の定めるところによります。</p> <p>4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等<sup>等</sup>にあっては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。</p> <p>5 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等<sup>等</sup>にあっては、第 16 条並びに第 17 条に規定する再発行の取扱い及び第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行いません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改正前	改正後								
<p>(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条 Suica 定期乗車券 (第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。) の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p>	<p>(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条 Suica 定期乗車券 (第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。) の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p>								
<p>(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条の 2 Suica 企画乗車券 (第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カードで Suica 企画乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。) の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p>	<p>(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)</p> <p>第 66 条の 2 Suica 企画乗車券 (第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 企画乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。) の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。</p>								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>								
<p>別表第1号 (第23条) 東京附近のICカード乗車券取扱区間</p>	<p>別表第1号 (第23条) 東京附近のICカード乗車券取扱区間</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">線</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">間</td> </tr> </table>	線	区	区	間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">線</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">間</td> </tr> </table>	線	区	区	間
線	区	区	間						
線	区	区	間						

改正前		改正後	
東海道線	東京・熱海間（除く新幹線）、品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間	東海道本線	東京・熱海間（除く新幹線）、品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間
山手線	品川・田端間	山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間	赤羽線	池袋・赤羽間
南武線	川崎・立川間、尻手・浜川崎間	南武線	川崎・立川間、尻手・浜川崎間
鶴見線	鶴見・扇町間、浅野・海芝浦間、武蔵白石・大川間	鶴見線	鶴見・扇町間、浅野・海芝浦間、武蔵白石・大川間
武蔵野線	府中本町・西船橋間	武蔵野線	府中本町・西船橋間
横浜線	東神奈川・八王子間	横浜線	東神奈川・八王子間
根岸線	横浜・大船間	根岸線	横浜・大船間
横須賀線	大船・久里浜間	横須賀線	大船・久里浜間
相模線	茅ヶ崎・橋本間	相模線	茅ヶ崎・橋本間
伊東線	熱海・伊東間	伊東線	熱海・伊東間
中央線	東京・塩尻間（除く川岸、辰野、信濃川島、小野）	中央本線	東京・塩尻間（除く川岸、辰野、信濃川島、小野）
青梅線	立川・奥多摩間	青梅線	立川・奥多摩間
五日市線	拝島・武蔵五日市間	五日市線	拝島・武蔵五日市間
八高線	八王子・倉賀野間	八高線	八王子・倉賀野間
篠ノ井線	塩尻・松本間	篠ノ井線	塩尻・松本間
東北線	東京・黒磯間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間、赤羽・武蔵浦和・大宮間	東北本線	東京・黒磯間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間、赤羽・武蔵浦和・大宮間
川越線	大宮・高麗川間	川越線	大宮・高麗川間
高崎線	大宮・高崎間（除く新幹線）	高崎線	大宮・高崎間（除く新幹線）
上越線	高崎・水上間	上越線	高崎・水上間
両毛線	新前橋・小山間	両毛線	新前橋・小山間
水戸線	小山・友部間	水戸線	小山・友部間
日光線	宇都宮・日光間	日光線	宇都宮・日光間
常磐線	日暮里・浪江間（除く偕楽園）	常磐線	日暮里・浪江間（除く偕楽園）
信越線	高崎・横川間	信越本線	高崎・横川間

改正前			改正後		
総武線	東京・銚子間、錦糸町・御茶ノ水間		総武 <del>本</del> 線	東京・銚子間、錦糸町・御茶ノ水間	
京葉線	東京・蘇我間、市川塩浜・西船橋・南船橋間		京葉線	東京・蘇我間、市川塩浜・西船橋・南船橋間	
外房線	千葉・安房鴨川間		外房線	千葉・安房鴨川間	
内房線	蘇我・安房鴨川間		内房線	蘇我・安房鴨川間	
成田線	佐倉・松岸間、成田・我孫子間、成田・成田空港間		成田線	佐倉・松岸間、成田・我孫子間、成田・成田空港間	
鹿島線	香取・鹿島サッカースタジアム間		鹿島線	香取・鹿島サッカースタジアム間	
東金線	成東・大網間		東金線	成東・大網間	
別表第1号の2(第23条) 東京附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅			別表第1号の2(第23条) 東京附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅		
線区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅	線区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅
中央線	岡谷・辰野・塩尻間		中央 <del>本</del> 線	岡谷・辰野・塩尻間	
小海線	小淵沢・野辺山間	清里、野辺山	小海線	小淵沢・野辺山間	清里、野辺山
吾妻線	渋川・万座・鹿沢口間	中之条、長野原草津口、万座・鹿沢口	吾妻線	渋川・万座・鹿沢口間	中之条、長野原草津口、万座・鹿沢口
水郡線	水戸・常陸大子間、上菅谷・常陸太田間	上菅谷、常陸大宮、常陸大子、常陸太田	水郡線	水戸・常陸大子間、上菅谷・常陸太田間	上菅谷、常陸大宮、常陸大子、常陸太田
別表第2号(第23条) 仙台附近のICカード乗車券取扱区間			別表第2号(第23条) 仙台附近のICカード乗車券取扱区間		
線区	区間		線区	区間	
東北線	矢吹・小牛田間(除く新幹線)、岩切・利府間、松島・高城町間		東北 <del>本</del> 線	矢吹・小牛田間(除く新幹線)、岩切・利府間、松島・高城町間	
常磐線	小高・岩沼間		常磐線	小高・岩沼間	
仙山線	仙台・愛子間		仙山線	仙台・愛子間	
仙石線	あおば通・石巻間		仙石線	あおば通・石巻間	
磐越東線	船引・郡山間		磐越東線	船引・郡山間	

改正前			改正後		
磐越西線	郡山・郡山富田間		磐越西線	郡山・郡山富田間	
陸羽東線	小牛田・古川間		陸羽東線	小牛田・古川間	
別表第2号の2（第23条） 仙台附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅			別表第2号の2（第23条） 仙台附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅		
線 区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅	線 区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅
東北線	小牛田・平泉間 (除く新幹線)	一ノ関、平泉	東北本線	小牛田・平泉間 (除く新幹線)	一ノ関、平泉
仙山線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺	仙山線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺
石巻線	小牛田・石巻間		石巻線	小牛田・石巻間	
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方	磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方
奥羽本線	福島・新庄間 (特別急行列車に乗車する場合を除く)	山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く)	奥羽本線	福島・新庄間 (特別急行列車に乗車する場合を除く)	山形(福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く)
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉	陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉
別表第3号（第23条） 新潟附近のICカード乗車券取扱区間			別表第3号（第23条） 新潟附近のICカード乗車券取扱区間		
線 区	区 間		線 区	区 間	
信越本線	宮内・新潟間 (除く新幹線)		信越本線	宮内・新潟間 (除く新幹線)	
越後線	吉田・新潟間		越後線	吉田・新潟間	
弥彦線	東三条・弥彦間		弥彦線	東三条・弥彦間	
磐越西線	五泉・新津間		磐越西線	五泉・新津間	
羽越本線	新津・新発田間		羽越本線	新津・新発田間	

改正前			改正後		
白新線	新発田・新潟間		白新線	新発田・新潟間	
別表第3号の2(第23条) 新潟附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅			別表第3号の2(第23条) 新潟附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅		
線区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅	線区	Suica乗車可能区間	Suica乗車可能駅
上越線	小千谷・宮内間	小千谷	上越線	小千谷・宮内間	小千谷
信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎	信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎
越後線	柏崎・吉田間		越後線	柏崎・吉田間	
羽越本線	新発田・村上間	中条、坂町、村上	羽越本線	新発田・村上間	中条、坂町、村上
別表第4号(第23条) Suica特別車両券の取扱区間			別表第4号(第23条) Suica特別車両券の取扱区間		
線区	区間		線区	区間	
東海道線	東京・熱海間(除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見間		東海道本線	東京・熱海間(除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見間	
山手線	品川・田端間		山手線	品川・田端間	
赤羽線	池袋・赤羽間		赤羽線	池袋・赤羽間	
横須賀線	大船・久里浜間		横須賀線	大船・久里浜間	
伊東線	熱海・伊東間		伊東線	熱海・伊東間	
東北線	東京・黒磯間(除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間		東北本線	東京・黒磯間(除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間	
高崎線	大宮・高崎間(除く新幹線)		高崎線	大宮・高崎間(除く新幹線)	
上越線	高崎・新前橋間		上越線	高崎・新前橋間	
両毛線	新前橋・前橋間		両毛線	新前橋・前橋間	
常磐線	日暮里・高萩間(除く偕楽園)		常磐線	日暮里・高萩間(除く偕楽園)	
総武線	東京・成東間		総武本線	東京・成東間	
外房線	千葉・上総一ノ宮間		外房線	千葉・上総一ノ宮間	
内房線	蘇我・君津間		内房線	蘇我・君津間	
成田線	佐倉・成田間、成田・成田空港間		成田線	佐倉・成田間、成田・成田空港間	

改正前		改正後				
別表第5号（第24条） 新幹線でのICカード乗車券取扱区間		別表第5号（第24条） 新幹線でのICカード乗車券取扱区間				
線 区	区 間	線 区	区 間			
東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間	東北新幹線	東京・那須塩原間、郡山・古川間			
上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間	上越新幹線	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間			
北陸新幹線	高崎・上越妙高間（ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第3項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に限る。）	北陸新幹線	高崎・上越妙高間（ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に限る。）			
別表第5号の2（第23条の2） 取扱区間以外の特殊取扱駅		別表第5号の2（第23条の2） 取扱区間以外の特殊取扱駅				
線 区	取扱箇所	線 区	取扱箇所			
東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関・新青森間の各駅	東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関・新青森間の各駅			
上越新幹線	越後湯沢、浦佐	上越新幹線	越後湯沢、浦佐			
北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅	北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅			
上越線	ガーラ湯沢	上越線	ガーラ湯沢			
田沢湖線	大曲、角館、田沢湖、雫石	田沢湖線	大曲、角館、田沢湖、雫石			
奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、かみのやま温泉、山形、天童、さくらんぼ東根、村山、大石田、新庄、秋田	奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、かみのやま温泉、山形、天童、さくらんぼ東根、村山、大石田、新庄、秋田			
		別表第5号の3（第26条） <u>他の旅客鉄道会社線にまたがる連絡運輸となるSuica定期乗車券を発売する連絡運輸会社</u>				
		<table border="1"> <tr> <td>鉄道会社名</td> </tr> <tr> <td>伊豆急行株式会社</td> </tr> <tr> <td>小田急電鉄株式会社</td> </tr> </table>		鉄道会社名	伊豆急行株式会社	小田急電鉄株式会社
鉄道会社名						
伊豆急行株式会社						
小田急電鉄株式会社						
		別表第5号の4（第54条の2） <u>Suica入場サービスの取扱駅</u>				
		1 <u>東京附近の取扱駅</u>				
		線 区	取扱箇所			

改正前	改正後	
	<u>東海道本線</u>	<u>東京・熱海間（除く早川及び根府川）、品川・新川崎・鶴見間</u>
	<u>山手線</u>	<u>品川・田端間</u>
	<u>赤羽線</u>	<u>池袋・赤羽間</u>
	<u>南武線</u>	<u>川崎・立川間</u>
	<u>鶴見線</u>	<u>鶴見</u>
	<u>武蔵野線</u>	<u>府中本町・西船橋間</u>
	<u>横浜線</u>	<u>東神奈川・八王子間</u>
	<u>根岸線</u>	<u>横浜・大船間</u>
	<u>横須賀線</u>	<u>大船・久里浜間</u>
	<u>相模線</u>	<u>茅ヶ崎、北茅ヶ崎、香川、寒川、海老名、上溝、南橋本、橋本</u>
	<u>伊東線</u>	<u>熱海、伊東</u>
	<u>中央本線</u>	<u>東京・上野原間、大月、塩山、山梨市、石和温泉、甲府、竜王、韮崎、茅野、上諏訪、下諏訪、岡谷、塩尻</u>
	<u>青梅線</u>	<u>立川・青梅間</u>
	<u>五日市線</u>	<u>拝島、東秋留・武蔵五日市間</u>
	<u>八高線</u>	<u>八王子、北八王子、拝島、箱根ヶ崎、東飯能、群馬藤岡、倉賀野</u>
	<u>篠ノ井線</u>	<u>塩尻、村井、松本</u>
	<u>東北本線</u>	<u>東京・宇都宮間、尾久、氏家、矢板、西那須野・黒磯間、北赤羽・北与野間</u>
	<u>川越線</u>	<u>大宮・川越間</u>
	<u>高崎線</u>	<u>大宮・高崎間</u>
	<u>上越線</u>	<u>高崎・新前橋間、渋川、沼田、水上</u>
	<u>両毛線</u>	<u>新前橋、前橋、駒形、伊勢崎、桐生、足</u>



改正前	改正後	
		<u>利、佐野、栃木、小山</u>
	<u>水戸線</u>	<u>小山、結城、下館、笠間、友部</u>
	<u>日光線</u>	<u>宇都宮、日光</u>
	<u>常磐線</u>	<u>日暮里・日立間（除く綾瀬及び（臨）偕楽園）、十王、高萩、磯原、勿来・湯本間、いわき</u>
	<u>信越本線</u>	<u>高崎、安中、横川</u>
	<u>総武本線</u>	<u>東京・佐倉間、八街、成東、旭、銚子、錦糸町・御茶ノ水間</u>
	<u>京葉線</u>	<u>東京・蘇我間、西船橋</u>
	<u>外房線</u>	<u>千葉・大網間、本納、茂原、上総一ノ宮、大原、勝浦、安房鴨川</u>
	<u>内房線</u>	<u>蘇我・君津間、館山、安房鴨川</u>
	<u>成田線</u>	<u>佐倉・成田間、佐原、安食・湖北間、空港第2ビル、成田空港</u>
	<u>東金線</u>	<u>成東、東金、大網</u>
	2 <u>仙台附近の取扱駅</u>	
	<u>線 区</u>	<u>取扱箇所</u>
	<u>東北本線</u>	<u>郡山、福島、白石、大河原・岩沼間、名取・松島間、鹿島台、小牛田、利府、一ノ関</u>
	<u>常磐線</u>	<u>原ノ町、亘理、岩沼</u>
	<u>仙山線</u>	<u>仙台・国見間、陸前落合、愛子</u>
	<u>仙石線</u>	<u>あおば通・東塩釜間、松島海岸、矢本、石巻</u>
	<u>磐越東線</u>	<u>郡山</u>

改正前	改正後																																												
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第6号の2(第59条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者(バス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">バス事業者名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>蒲原鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>イーグルバス株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>小田急箱根高速バス株式会社</td></tr> <tr><td>日立自動車交通株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>廿日市交通株式会社</td></tr> <tr><td>西日本鉄道株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>させぼバス株式会社</td></tr> </table>	バス事業者名	(略)	蒲原鉄道株式会社	イーグルバス株式会社	(略)	小田急箱根高速バス株式会社	日立自動車交通株式会社	(略)	廿日市交通株式会社	西日本鉄道株式会社	(略)	させぼバス株式会社	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><u>磐越西線</u></td> <td><u>郡山、会津若松</u></td> </tr> <tr> <td><u>陸羽東線</u></td> <td><u>小牛田、古川</u></td> </tr> <tr> <td><u>奥羽本線</u></td> <td><u>山形</u></td> </tr> </table> <p><u>3 新潟附近の取扱駅</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">線 区</th> <th style="text-align: center;">取扱箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>信越本線</u></td> <td><u>柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間</u></td> </tr> <tr> <td><u>越 後 線</u></td> <td><u>吉田、巻、内野・新潟間</u></td> </tr> <tr> <td><u>弥 彦 線</u></td> <td><u>東三条、吉田</u></td> </tr> <tr> <td><u>磐越西線</u></td> <td><u>新津、五泉</u></td> </tr> <tr> <td><u>羽越本線</u></td> <td><u>新津、新発田、中条、村上</u></td> </tr> <tr> <td><u>白 新 線</u></td> <td><u>新発田、豊栄・新潟間</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第6号の2(第59条) ICカード乗車券が利用できる交通事業者(バス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">バス事業者名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>蒲原鉄道株式会社</td></tr> <tr><td><u>関東自動車株式会社</u></td></tr> <tr><td>イーグルバス株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>小田急箱根高速バス株式会社</td></tr> <tr><td><u>株式会社東海バス</u></td></tr> <tr><td>日立自動車交通株式会社</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>廿日市交通株式会社</td></tr> <tr><td><u>ひろでんモビリティサービス株式会社</u></td></tr> </table>	<u>磐越西線</u>	<u>郡山、会津若松</u>	<u>陸羽東線</u>	<u>小牛田、古川</u>	<u>奥羽本線</u>	<u>山形</u>	線 区	取扱箇所	<u>信越本線</u>	<u>柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間</u>	<u>越 後 線</u>	<u>吉田、巻、内野・新潟間</u>	<u>弥 彦 線</u>	<u>東三条、吉田</u>	<u>磐越西線</u>	<u>新津、五泉</u>	<u>羽越本線</u>	<u>新津、新発田、中条、村上</u>	<u>白 新 線</u>	<u>新発田、豊栄・新潟間</u>	バス事業者名	(略)	蒲原鉄道株式会社	<u>関東自動車株式会社</u>	イーグルバス株式会社	(略)	小田急箱根高速バス株式会社	<u>株式会社東海バス</u>	日立自動車交通株式会社	(略)	廿日市交通株式会社	<u>ひろでんモビリティサービス株式会社</u>
バス事業者名																																													
(略)																																													
蒲原鉄道株式会社																																													
イーグルバス株式会社																																													
(略)																																													
小田急箱根高速バス株式会社																																													
日立自動車交通株式会社																																													
(略)																																													
廿日市交通株式会社																																													
西日本鉄道株式会社																																													
(略)																																													
させぼバス株式会社																																													
<u>磐越西線</u>	<u>郡山、会津若松</u>																																												
<u>陸羽東線</u>	<u>小牛田、古川</u>																																												
<u>奥羽本線</u>	<u>山形</u>																																												
線 区	取扱箇所																																												
<u>信越本線</u>	<u>柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間</u>																																												
<u>越 後 線</u>	<u>吉田、巻、内野・新潟間</u>																																												
<u>弥 彦 線</u>	<u>東三条、吉田</u>																																												
<u>磐越西線</u>	<u>新津、五泉</u>																																												
<u>羽越本線</u>	<u>新津、新発田、中条、村上</u>																																												
<u>白 新 線</u>	<u>新発田、豊栄・新潟間</u>																																												
バス事業者名																																													
(略)																																													
蒲原鉄道株式会社																																													
<u>関東自動車株式会社</u>																																													
イーグルバス株式会社																																													
(略)																																													
小田急箱根高速バス株式会社																																													
<u>株式会社東海バス</u>																																													
日立自動車交通株式会社																																													
(略)																																													
廿日市交通株式会社																																													
<u>ひろでんモビリティサービス株式会社</u>																																													

改正前	改正後										
<table border="1"><tr><td data-bbox="237 199 824 240">九州産交バス株式会社</td></tr><tr><td data-bbox="237 242 824 284">(略)</td></tr></table>	九州産交バス株式会社	(略)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1205 199 1792 240"><u>近江鉄道株式会社</u></td></tr><tr><td data-bbox="1205 242 1792 284"><u>湖国バス株式会社</u></td></tr><tr><td data-bbox="1205 285 1792 327">西日本鉄道株式会社</td></tr><tr><td data-bbox="1205 328 1792 370">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="1205 371 1792 413">させぼバス株式会社</td></tr><tr><td data-bbox="1205 414 1792 456"><u>サンデン交通株式会社</u></td></tr><tr><td data-bbox="1205 458 1792 499">九州産交バス株式会社</td></tr><tr><td data-bbox="1205 501 1792 542">(略)</td></tr></table>	<u>近江鉄道株式会社</u>	<u>湖国バス株式会社</u>	西日本鉄道株式会社	(略)	させぼバス株式会社	<u>サンデン交通株式会社</u>	九州産交バス株式会社	(略)
九州産交バス株式会社											
(略)											
<u>近江鉄道株式会社</u>											
<u>湖国バス株式会社</u>											
西日本鉄道株式会社											
(略)											
させぼバス株式会社											
<u>サンデン交通株式会社</u>											
九州産交バス株式会社											
(略)											